

2025年4月17日

内閣総理大臣 石破茂様
外務大臣 岩屋毅様

核兵器廃絶日本NGO連絡会

2026年核不拡散条約(NPT)再検討会議第3回準備委員会に向けた要請および質問

アントニオ・グテーレス国連事務総長が警鐘している通り、現在、核戦争のリスクは「過去数十年で最高レベル」にあります。ウクライナや中東ガザ地区において核保有国は核の威嚇をちらつかせ、武力侵攻を進めています。また、大国間の地政学的競争や新興技術の軍事利用は、核抑止が破綻するリスクを高めています。

このようにグローバルな不安定性が高まるなか、本年3月には核兵器禁止条約第3回締約国会議が開催され、核兵器は「核兵器を保有しているか、核抑止に賛成か断固反対かにかかわらず、すべての国の安全保障」に対する脅威であるとし、「核兵器による生存に対する脅威を除去するべく、国際社会が団結して行動するよう」取り組むとの決意が表明されました。日本政府主導の『核兵器のない世界に向けた』国際賢人会議による提言も「全ての国は、核兵器への依存から脱却するために努力し続けなければならない。核抑止が安全保障の最終的な形態であるとこれまで示されたことはなく、またこれからもそうあってはならない」と指摘しているように、私たちは、核抑止からの脱却に向けた取り組みが急務であると考えます。

その点、核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の信頼性を高めること、とりわけNPT第6条の誠実な履行が急務であります。被爆国である日本が、第6条に基づき核軍縮の取り組みをリードするとともに、全ての核兵器国に対して同条およびNPT再検討会議における過去の合意の履行を求めていくことが重要であると考えます。そこで、来る2026年NPT再検討会議第3回準備委員会に臨む日本政府に対して、以下の通り、要請および質問をいたします。

核兵器の非人道性および核のタブーについて

1. 日本被団協の2024年ノーベル平和賞受賞を歓迎し、被爆者の証言活動をはじめ原爆被害の実相を普及する取り組みの推進および支援を呼びかけること。
2. 全ての加盟国が「核兵器の使用又はその威嚇は許されない」ことを確認するよう求めること。
3. 「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすこと」への「深い懸念」お

よび「全ての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性」を再確認すること。また、侵略行為や武力行使の禁止をはじめ、国連憲章の遵守を求めること。

4. 国連総会決議「核戦争の影響と科学的調査」(79/238)で決定した「核戦争の影響に関する科学パネル」の設置を歓迎し、同パネルの活動に対して日本が積極的に貢献する意図を表明すること。

核兵器の役割低減および核軍縮について

5. 核兵器のない世界の実現に向けた当面の措置として、核兵器国による「核兵器の先制不使用」政策の採用に対する日本の支持を表明し、その実現に向けた対話を呼びかけること。
6. 2026年2月に失効予定の新戦略兵器削減条約(新START)の後継条約締結のための米ロ間対話および新たな核軍縮の枠組み構築に向けた核兵器国での対話を求めること。その間、米ロは新START下での制限数を維持し続けると同時に、他の核兵器国も核保有数を凍結するよう求めること。
7. 核兵器国に対して、第6条をはじめとする条約の履行状況や自国の核戦力等に関するより詳細な国別報告の速やかな提出を求めること。また、2026年NPT再検討会議において、それらの報告について非核兵器国及び市民社会が双方向で議論できる枠組みの設立や核軍縮に向けた国別5か年行動計画の提出に合意するよう求めること。

NPTと核兵器禁止条約の補完性について

8. 「核兵器禁止条約は、『核兵器のない世界』への出口とも言える重要な条約である」との政府見解を会議内あるいは作業文書にて表明すること。また、その意味において、核兵器禁止条約は、核兵器の完全廃棄の「明確な約束」に基づくNPTでの核軍縮の取り組みを補完しうると述べること。

核兵器に利用可能な核物質の生産について

9. 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始と同物質の生産モラトリアムに加え、「世界中の兵器利用可能な核物質の民生目的での生産と蓄積を

削減するための取組」へのコミットメントを求めること。また、日本の使用済み核燃料の再処理計画を凍結することで、プルトニウム量の増加を抑制し、削減することへのコミットメントを国際社会に示すこと。

核被害者援助および環境修復について

10. 核被害者援助及び環境修復に取り組むよう呼びかけること。また、被爆者援護や核実験被害の援助に関する日本の取り組みを共有すること。

日本政府への質問

【質問1】2010年のNPT再検討会議の最終文書では、核兵器の非人道性への「深い懸念」を示し、国際人道法を「常に遵守する」重要性が強調されました。日本政府は「防衛目的」での核兵器使用を是認する政策をとっていると思われませんが、そのような政策は、国際人道法を「常に遵守する」とことと両立しますか？日本政府の考えとその理由を説明してください。

【質問2】2026年2月には米ロ間に唯一残された二国間の核軍備管理条約である新STARTが失効予定です。その後継条約や他の核兵器国を含めた新たな核軍縮の枠組み構築は、政府が表明している「核兵器数の減少傾向」を維持し、核軍縮を前進させるために急務であると考えます。新STARTに関連して、政府は「米露を超えたより広範な国家、より広範な兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構築していくことが重要」であり「日本は様々なレベルでこの問題について関係各国に働きかけを行ってきている」(外交青書2025)と述べています。政府として、そのような枠組みは具体的にどのようなものであるべきだとお考えですか？また、その構築に向けて日本は具体的にどのような働きかけを進めていますか？

【質問3】本年は被爆80年の節目を迎え、「核兵器のない世界」の進展にとってきわめて重要な年です。各種報道では石破首相が戦後80年にあたり談話またはメッセージの発表を検討しているとのことですが、それに加えて、政府として被爆の実相を国際社会により広く発信し、核廃絶の機運を高めるために検討している取り組みはありますか？

以上